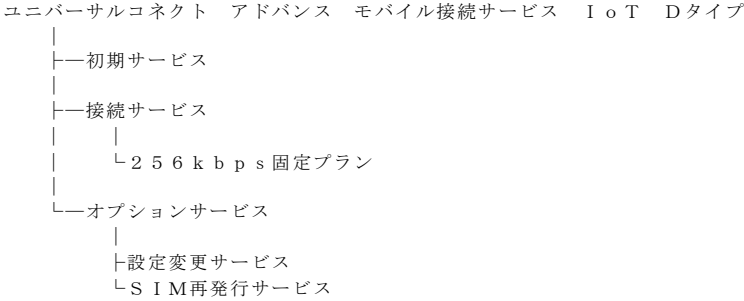


1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、移動無線機器よりX i パケット網およびF O M A パケット網を利用したパケット交換方式による電気通信回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。



3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 別途甲と乙の間において「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネク ト／ビジネスV P N プラス／ビジネスV P N／ビジネスI P／ビジネスE t h e r n e t／ビジネスW V S」の提供に関する契約がなされているものとします。
- (2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。
- (3) 乙は、甲が本ネットワークサービスを利用するにあたり、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。
- (4) 接続サービスは、乙が甲に対して当該サービスが利用可能となった旨をサービス開始通知書により通知をした日（開通日）より、甲の利用があったものとみなし、従量払利用料金が発生するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

- (1) 初期サービス
- 乙は、甲が次号のサービスを利用できるようにするために、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対しS I Mカードを貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与されたS I Mカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、S I Mカードを乙に返却するものとします。
- (2) 接続サービス
- 乙は、株式会社N T T ドコモの提供するX i パケット網およびF O M A パケット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

品 目	内 容
2 5 6 k b p s 固定プラン	甲設備への伝送方向（下り）について最大2 5 6 k b p s まで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大2 5 6 k b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、乙は、1 日（0時から2 4時）に、特定のS I Mカードにかかる下り方向の通信量が合わせて1 0 0 M Bを超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その日の翌日まで、下り方向の通信速度を最大3 2 k b p sに変更するものとします。

- (3) 設定変更サービス
- 乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、D N Sやプールアドレスの設定変更などをする場合に、甲が当該変更後も本ネットワークサービスを継続して利用できるようにするために所定の作業を実施します。
- (4) S I M再発行サービス
- 乙は、甲が乙から貸与されたS I Mカードが紛失または故障・損壊した場合には、甲の申し入れにより代替のS I Mカードを再発行します。なお故障・破損の場合、S I Mカードの再発行は、乙によるS I Mカードの損壊状況の確認後とします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社N T T ドコモのX i サービスおよびF O M A サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、2 4時間3 6 5日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、2 4時間3 6 5日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から1 7時3 0分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは2 4時間3 6 5日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社N T T ドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 甲の中途解約について

本ネットワークサービスのうち接続サービスにおいては、利用規約の定めにかかわらず、中途解約料金を以下の金額とするものとします。

- (1) サービス実施開始日より1年を経過していない時点での中途解約については、1回線あたり20,000円
- (2) サービス実施開始日より1年経過したが基本実施期間内での中途解約については、1回線あたり10,000円

11. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間をにおいて本ネットワークサービスを終了できるものとします。

12. 免責事項

本サービスの提供の義務は接続サービス提供開始時に乙が別途定める機器および当該機器に対応するOS（以下あわせて「対応機器等」という）に対してのみに限られるものとし、乙は甲が対応機器等を変更したことに起因して本サービスの提供ができない場合についてはいかなる法律上の責任も負わないものとします。

13. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品 名	型名	備 考	支払種別	単位
モバイル接続サービス I o T Dタイプ S I Mレンタル 初期費	N S 2 E 2 8 0 S	S I Mのみ貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス I o T Dタイプ 2 5 6 k b p s 固定利用料	N S 2 E 2 8 1 G	平常時256k b p s、1日あたりの 下り方向の通信が100MBを超えた場 合32k b p sに制限	従量料金制（従量払）	I D
モバイル接続サービス I o T Dタイプ 設定変更費	N S 2 E 2 8 2 S	プラン変更など各種設定変更費用（1 契約毎）	従量料金制（一括払）	式
モバイル接続サービス I o T Dタイプ S I M再発行費	N S 2 E 2 8 4 S	S I Mカードの故障・破損時にS I M カードのみの再提供（1回線毎）	従量料金制（従量払）	式

[変更内容]

- (2021年11月2日) 本別表を適用します。
- (2023年4月27日) 第3項（4）を追記しました。

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
S I M	S u b s c r i b e r I d e n t i t y M o d u l e
M B	M e g a B y t e
K b p s	K i l o b i t s p e r s e c o n d
D N S	D o m a i n N a m e S y s t e m

以 上

別表No. N021Z